

令和 8 年 4 月 1 日から

三重県へ提出する



建築確認申請等の提出窓口が変わります。

※1

三重県からのお知らせ

三重県では、「建築確認の電子申請」を受付できる環境の整備を行っており、その一環として、「建築確認申請に係る手続き」について、市町の窓口を経由する受付を廃止します。

これにより、県が所管する地域で、**令和 8 年 4 月 1 日以降に「建築確認申請等※1」を申請する際は、「敷地調査票（下記参照）」を添えて、「建築場所の市町を所管区域とする県建設事務所（下記参照）」に提出していただきますようよろしくお願いします。**（ただし、「階数 4 以上、又は、床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物に設置する昇降機の確認申請」は、県土整備部建築開発課にご提出ください）。

なお、建築確認申請等以外の「許可」や「認可」などに係る手続きは、引き続き建築場所の市町が窓口です。

今後「建築確認の電子申請」の受付準備が整いましたら、別途、お知らせします。

※1【市町への提出を廃止する建築確認申請等】

- 確認申請及び計画通知：法第 6 条第 1 項、法第 18 条第 2 項（工作物及び建築設備にて準用する場合を含む）
- 仮使用認定申請：法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号、法第 18 条第 38 項第 1 号及び第 2 号
- 工事完了届及び工事完了通知：法第 87 条第 1 項において準用する法第 7 条第 1 項及び法第 18 条第 20 項
- 工事取りやめ届、記載事項変更届、確認に係る取下げ届

「敷地調査票」の添付について

令和 8 年 4 月 1 日以降に三重県に申請する建築物の確認申請書及び計画通知書には「敷地調査票」を添付して下さい。市町の窓口経由の廃止に伴い、都市計画決定された地域地区など調査した設計者等が「敷地調査票」を作成して下さい。

※敷地調査票は、三重県のホームページに掲載しています。

URL: <https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35812031070.htm>

様式の入手はこちらから
(三重県 HP)



【提出窓口（所管する市町）・連絡先】

- 桑名建設事務所 建築開発室（いなべ市、木曽岬町、東員町）TEL.0594-24-3667
- 四日市建設事務所 建築開発室（亀山市、菰野町、朝日町、川越町）TEL.059-352-0684
- 松阪建設事務所 総務・管理・建築室（多気町、明和町、大台町）TEL.0598-50-0587
- 伊勢建設事務所 建築開発室（伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）TEL.0596-27-5210
- 志摩建設事務所 総務・管理・建築室（鳥羽市、志摩市）TEL.0599-43-9651
- 伊賀建設事務所 建築開発室（名張市、伊賀市）TEL.0595-24-8239
- 尾鷲建設事務所 総務・管理・建築室（尾鷲市、紀北町）TEL.0597-23-3546
- 熊野建設事務所 総務・管理・建築室（熊野市、御浜町、紀宝町）TEL.0597-89-6148
- 県土整備部建築開発課（階数 4 以上、又は床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物に設置する昇降機）TEL.059-224-2709

